平成２３年（フ）第７３号
三重県多気郡明和町大字上村1342番地17
債務者　北嶋　好人
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第７４号
三重県松阪市春日町２丁目193番地４
債務者　中林　久子
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第６０８号
堺市南区庭代台３丁13番２―110号
債務者　エムズ建装こと　有川　睦雄
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６４３号
堺市堺区協和町２丁73番地　西団地５号館404号
債務者　ＡＺＵこと　平松与四朗
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６９０号
堺市西区浜寺石津町中４丁４番６号　石津マンション３Ｆ、前住所堺市西区浜寺諏訪森町西４丁383番地１
債務者　コーヒーハウスキャビンこと　前田　昌輝
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７０６号
堺市堺区大浜南町３丁１番13―1205号
債務者　増田　克己
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７２１号
堺市南区晴美台３丁14番９―205号、前住所堺市南区槇塚台１丁10番９―201号
債務者　熊本千佐子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７２２号
堺市南区晴美台３丁14番９―205号、住民票上の住所堺市堺区三宝町５丁276番地17　三宝住宅２Ｆ６号
債務者　豊田　義勝（旧姓熊本）
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４１号
北海道滝川市東町６丁目202番地22ハイツ日の出２階右
債務者　山本　寿美（旧姓長野）
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第４２号
北海道滝川市朝日町西４丁目６番27号伊川ＭＳ101号室
債務者　坂本　哲夫
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第１１６号
神奈川県小田原市酒匂１丁目17番10号
債務者　常永　武芳
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１１７号
神奈川県小田原市酒匂１丁目17番10号
債務者　常永八重子
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３６６号
神奈川県厚木市長谷1481番地３　コーポアイボリー203
債務者　水島　武雄
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３６７号
神奈川県厚木市水引１丁目３番５―102号
債務者　水島さおり
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３８７号
神奈川県厚木市森の里２丁目30番13号
債務者　加藤　亜矢
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第７３号
新潟県新発田市米倉1244番地
債務者　渋谷　成子
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第８４号
新潟県新発田市米倉1244番地
債務者　渋谷　英樹
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第８５号
新潟県新発田市東新町４丁目４番13号
債務者　小林　大祐
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
新潟地方裁判所新発田支部